

# 安全・衛生 — ジャーナル — Journal

147  
2018.5

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル5F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者：緑川 義昭



## 2018年度総会で活動方針決定！ 労働者の安全衛生の向上をめざして！

NPO法人北海道勤労者安全衛生センターは、5月15日、北海道自治労会館において、2018年度総会を開催しました。

開会にあたって、浪岡理事長は、労働災害は国が定める労働災害防止計画のもと、年々減少しているとしつつも、第12次労働災害防止計画（12次防）の最終年度であった2017年度は死亡者数や休業4日以上死傷者数は増加傾向にあるとの懸念を示し、今年度から5カ年計画となる13次防の目標達成に向け、各職場における自主的な安全衛生活動等の推進の一助となるよう、情報発信や取り組み提起など鋭意努力していきたいと挨拶しました。（挨拶する浪岡理事長）



次に、緑川事務局長が各号議案について提案。2017年度活動報告では、精神障害に関わる労災請求件数や認定件数が過去最高を示すなど、メンタルヘルスやこれに関連するハラスメントに対する取り組みが必要であることから、「パワハラアンケート調査」の実施や「職場のメンタルヘルスを改善するために」の改訂版作成を中心課題に位置づけ、活動してきたと説明。2018年度活動方針・具体的な活動では、研修会や学習会への講師派遣や参加、定期的なジャーナル発行や情報発信など、各職場における安全衛生活動推進の啓発を基本に、今年度は民間分野を対象としたパワハラアンケート調査の実施、ネットワークの強化に向け、北海道労働局と死傷者数の多い職種との意見交換や地域セミナー等の開催を重点に活動することを提起しました。

討論では、パワハラアンケート報告書の作成費用が2017年度決算では不足していたのに対して、2018年度予算では前年度同様の予算額となっているので対応できるのかとの質問が1件ありました。これについては2017年度が予想以上に経費がかかった理由を説明し、承認いただきました。役員改選をふくめ、その他議案についてもすべて提案通り確認いただき、2018年度活動方針及び執行体制が確立しました。

役員は、右図のようになりましたが、会員のみなさんや関係する諸団体等と連携し、労働者の安全衛生の向上を図り、誰もが安心して働くことができる社会の実現に向け、微力ながらも努力していきたいと考えますので、何とぞ、ご支援・ご協力をお願いします。

### 2018年役員体制

理事長	浪岡 努（情報労連）
副理事長	渡辺 直志（医療生協）
副理事長	斎藤 勉（連合北海道）
事務局長	緑川 義昭（連合北海道）
理事	山田 新吾（連合北海道）
監事	桑野 一彦（住宅生協）
監事	高橋 丈一郎（全水道）



## 第23回北海道セイフティネットワーク全道集会 学んだことを地域に職場に広げよう！

総会后、当センターは連合北海道と共催し、約80名の参加者のもと、第23回全道セイフティネットワーク集会を開催しました。集会では、第13次労働災害防止計画の発表やストレスを抱える労働者が増加傾向にある状況を踏まえ、これらに関する講演を2本実施しました。

講演Ⅰとして、「第13次労働災害合成計画の概要について」を演題に、北海道労働局労働基準部の板倉安全課長に講演いただきました。第12次防の死亡者数は年間60～70名で推移してきたが、最終年度の2017年度は81名と前年比4名増加し、目標20%減は達成できなかった。4日以上死傷者数については、第三次産業の労働者数の急増や労働人口の高齢化などが進み、目標の15%減はおろか、6,657名とむしろ増加している。今後は大幅な減少は難しいとし、これまでと違う切り口や視点で減らす対策が必要との考えを示しました。



こうした状況を踏まえ、北海道の目標は13次防に基づき、死亡災害は2022年までに20%以上減少、具体的には64名以下、死傷災害については5%以上、6342名以下にする。死亡対策の重点業種は、建設業、製造業、林業とし、それぞれ死亡災害の要因となっている墜落・転落防止、施設・設備、機械等に起因する災害の防止、かかり木処理を含む伐木造材作業の安全対策などを強化するとしました。また、死傷対策の重点業種については、第12次防と同様に、陸上貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店とし、増加し続けている転倒や腰痛に対する対策が急務としました。この他メンタルヘルス対策を行う事業場を80%以上等にするなどの説明を受け、第13次防の内容について理解を深め、取り組みの意識化を図りました。

講演Ⅱは、日本労働組合総連合会で雇用対策局長をしている漆原さんに、「長時間労働とメンタルヘルス」という演題で、精神疾患と長時間労働や睡眠不足との関係、職場改善としてハラスメント対策や治療と仕事の両立支援等について講演いただきました。

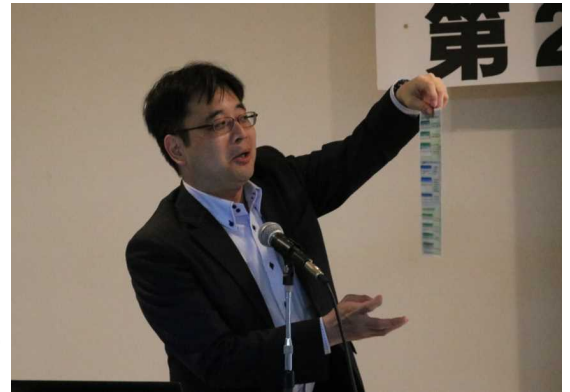
漆原さんは、過労死等防止対策として、要因の一つである長時間労働の削減やワークライフバランスの確保など労働者の心理的負担の軽減を示す国の大綱を説明し、WHO（世界保健機関）は自殺と最も関連するのはうつ病とアルコール摂取障害と分析しているのを紹介。うつ病は「うつ状態」が2週間以上継続する状態で、診断は難しいが、比較的自覚しやすいものとして「食欲」と「睡眠」があると説明しました。

日中に眠い状態が続くなど睡眠不足は、人間が持っている自然治癒力を減少させ、心身の不調など健康を害する。睡眠不足の兆候は、①寝つきが30分以上必要になる、②夜中に何度も目が覚める、③異常に朝早く目が覚める、④熟睡感がなくなる、などの症状が出ることから、生活習慣の見直しが必要と指摘。生活習慣の見直しとしては、①仕事の仕方を再検討する、②就寝前の4時間は、コーヒーなどカフェインの

入った飲料を回避する、③ぬるめのお湯で入浴し、音楽などでリラックスする、④目覚めたら日光を浴びる、⑤趣味など自分のための時間を確保する、など睡眠の重要性と良質な睡眠の確保を力説しました。

また、睡眠不足がストレスを助長し、ストレスの蓄積がさらに睡眠不足の要因となるなど、互いに影響し合って悪循環している。過労死認定基準の発症前1ヶ月の時間外労働が100時間となっているのは、1日の睡眠時間が5時間以下だと、高血圧や脳卒中、心臓病など疾病のリスクを高めるという医学的データを根拠にしている。強いストレスになるものとして、2017年度過労死等防止対策白書では、①仕事の質や量、②仕事の失敗や責任の発生、③対人関係、などが上位を占める。こうした仕事の量や内容・質、仕事の裁量権ややりがい、上司や同僚などのサポートや支援を含めた関係性ばかりではなく、信頼できる相談窓口はあるか、雇用が安定しているか、休暇・休養は取れるかなど、職場にはメンタル不調と関連する要素が沢山あり、これが複合的に重なってメンタル不調を引き起こす。したがって、予防策も複合的に考え、労働者をとりまく職場環境全体に視野を広げて対処することが必要、と述べました。

職場環境改善については、労働者が職場の課題や解決策を最も知っていることから、労働者参加型の改善が有効である。こうした参加型の職場環境改善は、対話の機会を増やしコミュニケーション力を高め、職場に民主的な風土や公平感を醸成し、メンタルヘルス不調の予防にもつながる。職場におけるメンタルヘルスの目的は、単なる精神障害などの発症を抑えることではなくて、人間関係を含む職場改善など幅広い活動を通して、労働者の心身の健康増進を図ることが大切である。



また、メンタルヘルス不調の予防には、長時間労働や過重労働の解消などの対策が必要である。不調者の早期発見には職場の巡視活動なども有効であり、不調者が出た場合は復帰時に仕事上の配慮やフォローなどが必要である。加えて、効果的なメンタルヘルス対策とするためには、職場において計画的で（説明する漆原連合雇用対策局長）継続的な教育や研修をすすめる必要があると提起しています。

一方、パワハラは、うつ病などメンタルヘルス不調の発症に影響している。パワハラがある職場では、被害を受けていない他の労働者も不眠や血圧の上昇、脳卒中や心臓病などの疾病に罹患しやすくなり、パワハラに対する抵抗感も薄れて行為者にもなりやすくなる。メンタルヘルス不調者となった場合は、疾病を抱えながら仕事をする事になり、長期休業から復帰して仕事と両立させているのは約半数。企業にとっても人材の損失であることから、治療と仕事の両立支援への対応は不可欠であると、強く訴えています。

最後に、メンタルヘルスの対策として、連合指針では、労使協議や安全衛生委員会の設置や活性化を通して、労働者の労働時間把握や的確な管理をし、長時間労働や過重労働の解消、年休取得の促進などを行う。ストレスやハラスメント等の研修や教育の充実、就業規則への明記や相談しやすい窓口の設置などメンタルヘルス体制を強化するとともに、不調者に対するきめ細やかな職場復帰支援やサポートの充実が重要である。職場人間関係が希薄化するなかで、労働組合の仲間意識や連帯が重要であり、組合役員がメンタルに関する知見や専門性を高めて、相談できる体制の充実や強化を図っていく必要があると結びました。

改めて、メンタルヘルス不調者を出さない職場とは、どういう職場かということを、私たち労働者一人ひとりが、職場が、組合が、事業者とともに考えていく必要があります。



# 全国安全週間(7月1日～7日)に向け準備を！ かけがいのない命を守るため、労災ゼロに！

全国安全週間は、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年から一度も中断することなく続き、今年で91回目を迎えます。

厚生労働省は3月末に、平成30年度「全国安全週間」の実施要綱を発表。週間の趣旨として、労働災害は長期

的には減少しているものの、平成29年は死亡災害が3年ぶりに、休業4日以上之死傷災害は2年連続で前年を上回る見込みと現状をとらえ、平成30年度は13次防の初年度になることを踏まえ、働く一人ひとりがかけがえのない存在で、各事業場で一人の被災者も出さないという理念のもと、不断の努力が必要と決意を述べています。

(以下、30年度 全国安全週間実施要領より一部抜粋)



## 2018年度スローガン

### 新たな「視点で見つめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災

安全文化を醸成するため、各事業所では、次の事項を実施します。

(1) 全国安全週間及び準備期間中(6月1日～30日)に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

①安全衛生活動の推進

- ・安全衛生管理体制の確立(年間計画の策定やマニュアルの整備、安全衛生委員会の設置や活性化等)
- ・職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等(各層別の教育、特に雇入れ時教育の徹底や未熟練労働者に対する教育、災害事例、マニュアルを活用した内容の充実等)
- ・自主的な安全衛生活動の促進(職場巡視、4S活動、KY活動、ヒヤリ・ハット等の活動の充実等)
- ・リスクアセスメントの普及促進(機械設備の安全化、作業の改善、化学物質リスクアセスメント等)

②業種の特性に応じた労働災害防止対策(建設業、製造業、林業、陸上貨物運送業等防止対策を特記)

③業種横断的な労働災害防止対策

- ・転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)(危険の「見える化」の実施等)
- ・交通労働災害防止対策(災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発等)
- ・非正規雇用労働者、外国人労働者に対する労働災害防止対策(雇入れ時教育の徹底・内容の充実等)
- ・熱中症予防対策(STOP! 熱中症クールワークキャンペーン)